

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

- 1 復旧・復興の基本方針の決定
 - (1) 基本方針

市は迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。

以下震災対策編第3章 災害応急対策計画参照

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点から改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 被災市町村からの要請により、職員派遣を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置を取る。

以下震災対策編第3章 災害応急対策計画参照

第3節 計画的な復興

第1 基本方針

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被地域の再建方針として、更に災害に強い市づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備。
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施。
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第3 計画の内容

- 1 防災まちづくり

以下震災対策編第3章 災害応急対策計画参照